

役員等の報酬支給基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人國學院大學栃木学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員・顧問・評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬・賞与・退職慰労金
 - (2) 非常勤の役員 報酬・退任慰労金
 - (3) 顧問 報酬・退任慰労金
 - (4) 評議員 報酬・退任慰労金
- 1 前項の規定にかかわらず本人の申し出により辞退する場合は、これを無報酬とすることができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員の報酬月額、別表Ⅰの1・2・3・4の俸給表のとおりとし、賞与は別表5のとおりとする。各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員並びに顧問・評議員に対する報酬の額は別表Ⅱに定める額とする。
- 3 退任慰労金は別表Ⅲに定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

(2) 賞与 毎年7月及び12月

(3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

- 2 非常勤の役員並びに顧問・評議員に対する報酬は、半期に一度別表Ⅱの額を支給する。また、退任慰労金については前項第3号を準用する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 評議員会に出席した評議員・監事には、車代として開催ごとに各20,000円を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する

(別 表)

I 常勤役員

1. 理事長俸給表

号俸	報酬月額
1	280,000円
2	330,000円
3	380,000円
4	430,000円
5	480,000円
6	530,000円
7	570,000円
8	630,000円
9	680,000円
10	730,000円

2. 常務理事俸給表

号俸	報酬月額
1	300,000円
2	320,000円
3	340,000円
4	360,000円
5	380,000円
6	400,000円
7	420,000円
8	440,000円
9	460,000円
10	480,000円
11	500,000円

3. 常勤理事俸給表

号俸	報酬月額
1	200,000円
2	220,000円
3	240,000円
4	260,000円
5	280,000円
6	300,000円
7	320,000円
8	340,000円
9	360,000円
10	380,000円
11	400,000円

4. 常勤監事俸給表

号俸	報酬月額
1	250,000円

5. 賞与

上期	250,000円
下期	250,000円

II 非常勤役員・顧問・評議員等

理事・監事・評議員会議長・顧問

上期	250,000円
下期	250,000円

評議員

上期	50,000円
下期	100,000円

※ 職務・勤続年数により調整するものとする。

Ⅲ 退任慰労金支給基準

役 員	在任４年毎に １００,０００円
顧 問	在任４年毎に １００,０００円
評議員	在任４年毎に ４０,０００円

- ※１ 在任中、特に功労のあった者には、理事会に諮り別に功労金を支給することができる。
- ※２ 理事及び評議員のうち専任の教職員に対する退任慰労金は、教職員を退職したときに「学校法人國學院大學栃木学園退職金支給規程」により退職金を支給する。